

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和2年4月21日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和2年4月21日(火曜日)

午前10時23分開議

午前10時48分閉会

本日の会議に付した事件

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 田代国広

副委員長 吉田孝平

委員 前川 收

委員 磯田 毅

委員 濱田 大造

委員 大平 雄一

委員 池永 幸生

委員 南部 隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義

政策審議監 千田 真寿

生産経営局長 下田 安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀 英雄

水産局長 山田 雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩

団体支援課長 門崎 博幸

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門垣 文輝

政務調査課主幹 近藤 隆志

午前10時23分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でありますので、質疑応答は付託議案に関するものに限らせていただきます。

また、本日は、執行部を交えての初めての委員会となりますが、本日の委員会の出席者は、付託議案等に関係する職員のみとしておりますので、出席者の自己紹介は省略いたします。

あわせて、感染症予防の観点から、間隔を空けて配席しておりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 田代委員長、吉田副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間よろしく御指導賜りますよう、農林水産部を

代表いたしましてお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案しております議案の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症により県内農林水産業に影響が生じている状況を踏まえまして、農林水産部が行っている取組について、3点御報告させていただきます。

1点目は、農林漁業者への感染予防対策等の徹底です。

本県の農林水産物のブランドを守るとともに、万が一農林漁業者から感染者が発生した際の風評被害を防ぐ観点から、国が示した感染予防対策や感染者発生時の対応などのガイドラインを、ホームページやメールマガジン等で関係団体や農林漁業者の方々に周知しております。

今後とも、気を緩めることなく、感染予防対策を徹底してまいります。

2点目は、県産農林水産物の消費喚起に向けた取組です。

現在、各種イベントの中止、延期、インバウンドの減少や外食需要の低迷等に伴い、農林水産物の需要も減少しております。

特に、花卉、牛肉、水産物については、県独自の試算となりますが、3月の1か月間で、合計で少なくとも約8.7億円の損失が生じたと推計しております。

このため、ラジオや情報誌、SNS等を活用したPR、花の装飾推進、県庁職員を対象にした販売促進等、県産農林水産物の消費喚起に向けた取組を行っております。

今後とも引き続き、切れ目ない取組を進めてまいります。

3点目は、農林漁業者に対する金融支援制度の創設です。

経営が悪化している農林漁業者が、当面の運転資金を円滑に借入れできるよう、保証料ゼロ、5年間無利子の新型コロナウイルス対策緊急支援資金を3月に知事専決処分により創設させていただきました。

本制度については、新聞やラジオ、ホームページ等を活用し広く周知するとともに、金融機関に対して説明会を行い、資金を必要とする農林漁業者の方々が安心して生産を継続できるよう取り組んでいるところです。

このように、フェーズに応じた取組を関係団体の皆様とコミュニケーションを密に取りながら進めておりますが、今後、さらに国の経済対策も最大限に活用し、新型コロナウイルスの影響を最小限にとどめ、反転攻勢のフェーズにも速やかに対応できるよう、全力を尽くしてまいります。

それでは、今回提案しております議案の概要を御説明いたします。

令和元年度予算の専決処分の報告及び承認1件と職員による交通事故に係る専決処分の報告3件でございます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

お手元の農林水産常任委員会の説明資料の1ページをお願いいたします。

令和元年度3月専決総括表でございます。

3月専決の額、(B)の欄を御覧ください。

今回計上しておりますのは、団体支援課のみでございます、1,895万1,000円を専決処分しております。

補正後の総額につきましては、その右隣、計の(A)+(B)の欄の一番下になりますが、787億400万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

令和2年3月9日付での知事専決処分の御報告でございます。

部長からも説明がございましたが、新型コ

コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営が悪化している農林漁業者の方々を対象といたします新型コロナウイルス対策経営安定資金を創設いたしました。

最上段、農業金融対策費は、農業者向けといたしまして、2段目、農業信用基金協会出資金が、債務保証を引き受ける農業信用基金協会のリスク軽減のための出捐、3段目、経営対策資金助成費が、融資を受けられる農業者の方々への利子補給と保証料に対する助成でございます。融資枠を35億円としております。

5段目の林業金融対策費は、林業者向けに、農業と同様の措置を講ずるための経費でございます。融資枠を1億円、1段飛びまして、水産業協同組合指導費の金融対策費は、同じく漁業者向けといたしまして、融資枠を4億円、全体で40億円の融資枠としております。

3ページにおきまして、併せて、全額につきましてはの繰越明許費の設定をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

今回の資金の概要を添付しております。

1番目の資金の概要の記載のとおり、3月9日の専決時点では、①の緊急支援資金を県独自分として新設をいたしました。

あわせて、②の既存のセーフティーネット資金につきましても、3年間の無利子化措置を講ずることとしておりましたが、2に記載のとおり、3月10日に発動されました国の緊急対応策におきまして、②のセーフティーネット資金については、5年間の実質無利子化が図られたことから、3に記載のとおり、県独自の①緊急支援資金につきましても、無利子化する期間を3年から5年へと延長したところでございます。

5ページが、現時点におけます農林漁業者向けの金融支援制度を表したものでございます。

県、国それぞれが、運転資金を用途といたします5年間の無利子化、元本据置きを最大3年、また、保証料負担なしでの支援制度を実施しているところでございます。

なお、記載はしておりませんが、国のセーフティーネット資金の無利子化は、限度額を1,000万とし、超過分は有利子となるということでございます。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

専決処分の御報告をさせていただきます。

報告第1号から第3号は、職員による交通事故に関する御報告でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第1号でございます。

本件は、7ページの1、2のとおり、令和元年5月に益城町役場の駐車場で発生した事故です。

6のとおり、職員が役場駐車場を公用車で低速走行中、駐車区画から後進してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものです。

4のとおり、県側45、相手側55の過失割合として和解に至ったものであります。

8ページをお願いいたします。

報告第2号です。

本件は、9ページの1及び2のとおり、令和元年9月に八代市で発生した事故です。

10ページを御覧ください。

6のとおり、職員が出張先から公用車で帰庁する途中、交差点を左折する際に左後方から来た原動機付自転車と接触し損傷を与えるとともに、相手方運転手を負傷させたものです。

9ページに戻っていただきまして、4のとおり、物的損害分が県側80、相手側20、人的損害分は、県側に全面的な過失があるとし

て、相手方に損害賠償を行ったものであります。

12ページをお願いいたします。

報告第3号です。

本件は、13ページの1及び2のとおり、令和2年1月にあさぎり町で発生した事故です。

6のとおり、職員の公用車と同時に優先道路から交差点に進入した相手方車両が、公用車との接触を回避するため、ガードレールと接触し損傷したものです。

4のとおり、県側80、相手側20の過失割合として、相手方に損害賠償を行ったものです。

職員研修や日頃の声かけ等により、安全運転を心がけるよう徹底してまいります。

農林水産政策課は以上です。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、発言者の方は、マスク着用のため、マイクに少し近づいて発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 御説明をいただきました1ページでもいいんですけども、団体支援課。

今回、3月の専決額として1,895万1,000円の予算が計上されております。専決でありますけれども、その報告を受けたわけですが、農林水それぞれにわたって金融制度をちゃんとつくっていただいて、国よりも先駆けて、農業者のための支援に当たっていただいたことに心から感謝を申し上げたいという

ふうに思っていますが、この設定された予算と、それから実態的に使われている、既に貸付けが始まっていると思いますけれども、その予算はどうなっているのか、どの程度利用されているのか。例えば、商工サイドの話を言うと、200億の融資枠をつくって、その融資枠はもう足りなくなったというお話も聞いておまして、それをまたさらに増額したという話を聞いていますが、農林水産においては、これがどのように使われているのかの実態の報告をしていただければありがたいなというふうに思います。団体支援課は、それが1つですね。

それと、もう1つですね。ちょっと今回の説明の中で、部長の説明にありました非常に厳しい農林水産物の需要の状況、需要が減少しているという、この状況の中で、花、牛肉、水産物ということで、県独自の試算でいけば、8億7,000万円の損失が、既に3月の1か月間で生じているということだと御報告がございました。当然、もう4月に入ってきて、これは3月の時点と今の時点を考えて減るはずはないわけでありますから、さらに厳しい状況が続いているだろうなというふうに思っております。

そこでありますが、特に私に入っている状況では、牛肉が、特に高級牛——和牛が非常にだぶついて需要が落ちて、それがなかなか売れないという状況で、枝肉の価格がどんどん下がっているというお話を伺っております。畜産課は来てないかもしれませんが、国のほうで何とかという基金団体のお金を使って、既に需要喚起のための制度をやるという話があっております。

この問題点は、やっていただくのは非常にありがたいんですけども、基金団体から直接農業団体のほうにお金が入りながら制度が回っていくというお話を伺っておりますけれども、そこに県がアクセスできない状況になってしまうと、もちろん県に金くれと言って

いるわけじゃなくて、どういう状況で、どう使われているかということ、きちっと県がやっぱり把握しとかなないと、この後の対策とかぶってしまうとか、その有効性が見えないとか、そういう問題が生じてくると思いますので、その点について、今どういう動きになっているのか、部長御存じでありますから、御報告いただければと思います。

以上2点です。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

今のこの緊急支援資金の実態はというようなお尋ねでございました。

3月9日に、これを打ち出しさせていただきまして、その後、関係の金融機関でございますとか、市町村の予算措置も伴いますので、そちらと調整をいたしながら、3月19日の日に要項を制定いたしました。その後、23日に金融機関に説明をいたしましたけれども、現実的に今まだ貸付けに至っているケースはございません。10日の日から、私どもも相談の窓口は設けさせていただきましたが、そこに、現実的に今相談が事業者の方から上がってきておりますのが31件、そのうち、一番多いのは農業者の方で19件ございました。漁業者の方は、特に養殖業の方々が、餌代が回らないとか、そういった切実な御相談も頂いております。それと併せまして、各金融機関のほうでも、今受付体制を整えているところでございますが、まだ末端まで下りてない金融機関もございますので、その中でも26件ほど今相談を頂いているというところでございます。

一方、国のほうのセーフティーネット資金、既存のものがございますけれども、これにつきましては、先週末の段階で、今34件の貸付けの決定をいたしましたということでお聞きをしているところでございまして、県としての実績としては、今まだ受付はしていないと

というような状況でございます。

○竹内農林水産部長 先ほど前川委員からお話のございました和牛関係の助成の関係です。

今回、国のほうで閣議決定されました経済対策の中に、和牛振興と申しますか、牛肉の価格が下がっている部分について、例えば、保管する場合の掛かり増し、あるいは消費した場合の奨励金というのが入ってきております。ただ、こちらにつきましては、委員おっしゃったように、国の経済対策というのは、できるだけ早く困っている方に届けるということで、ALICという団体から直接畜産関係団体のほうに入ってきます。こういった和牛だけでなく、その他の関係の経済対策についても、かなり直接的に国が事業者さんのほうに渡す仕組みがございまして。

先般、私どもも、国の閣議決定を踏まえまして部内で協議をした際に、やはりそこをきっちりフォローしていくと——そうしないと、足りない部分あるいは十分に行き届いていない部分を、県として独自にフォローするところが見えなくなりますので、そこはしっかりと関係団体と意見交換しながらやっていきたいと、そこをやっていくということを確認しておりますので、随時状況を確認した上で、また御報告等できればと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○前川収委員 最初の質問の金融対策であります。国のほうにその後打ち出してきたということで、国の制度がつくられるまでは、県のこういう制度をつかって、きちっと受け付けて、皆さんのお困りに対応しますという制度があつて、これはこれでよかったと思つてまして、国の制度が、セーフティーネット資金のほうに、若干使う側からすれば有利になる部分もありますから、そっちに回つて、そっちが使われるということであれば、

制度上おかしくはないし、使われなかったから無駄だったとは全く思っておりません。こういうことは、これからはしっかり国に先行する形の中で、農林水産業者の安心感をつくるための政策として推進していただきますようにお願いします。

ただ、若干宣伝が足りないという部分はあった。まあ、金借りてくださいというお話は基本的にはないわけでありますが、お困りの御相談を受けたときに、商工のほうは結構聞いてましたけれども、農林水産のほうの政策の部分が若干宣伝が足りなかったんじゃないかなという気持ちは持っておりますが、これからもしっかりと頑張ってやってください。

それと、第2点目の話は、さっきたまたま牛肉の話をさせていただきましたが、おっしゃったとおり、いろんな制度がスピード感を持って入ってきます。その制度は、私は、空飛ぶ補助金とよく言うんですけれども、直接、事業者や事業団体のほうに、国から、もしくは国の関連団体から入っていくわけですね。それは、スピード感を持ってやっていただくのは全く問題はありませんし、どんどんやっていただきたいと思っておりますが、部長がおっしゃったとおり、そこに我々が全く見えない形で話が行っちゃうと、この後、その制度があったのに、また違う制度を、国が、県が仮につくろうとしたときに、これ、かぶってしまうとか、同じことをやろうとするとか、これが効いてるからこっちをやらなきゃいけないという部分が見えないとか、そういうところがあると思いますので、よく農業団体をはじめとした団体としっかり連携をとっていただいて、その制度をしっかりと見ていただく。

それから、せっかく出していただいた資金が、本来の目的以外に使われないようにしてほしいんです。というのは、需要拡大ですよ、やっぱり。今回出される資金は、農家が困らないように出すんですね。枝肉価が下が

っています。なぜ下がっているかというのと、需要がだぶついておりますと、需要が足りない、伸びてないので、下がっているの、冷凍倉庫が満杯になって、枝肉を買う人が少なくなると、どんどん価格が下がる。だから、需要を起こしていかないことにはうまく回らないという、その辺のところにきちっとお金が入るようにやっていただきたい。最終的には、我々消費者が買うときに安く売っていただく、その損失補填分が農家にちゃんと回るという形になるようにお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。今のは要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 2点目の件ですけれども、熊本の農業生産というのは、ある程度供給型なんですね。しかし、各県の交流がなくなったということで、やはりそこで止まってしまう、供給する、需要する場所がなくなった。この2点目に、いろんな形のPR、情報誌等を書いてありますが、よりここを強化することで、消費につながるんじゃないかなと思いますが、具体的にどのようなことをやってみえるのか、また、これから先、どのような形を取っていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○竹内農林水産部長 まずは、消費喚起をやっていくということで、和牛のように価格の部分、ある程度横出しの部分フォローできる——国のほうでやっていただく部分は、そういう形でやっていくんですけれども、一般の、例えば、農作物でも既存の価格、収益が落ちた場合に補填する制度もございます。ただ、そこに行かないまでに、県としては、まず、県内の消費拡大ということで、消費喚起をやっていく。大都市方面で非常に高級な食材というのが停滞しているようなところがあ

りますけれども、その一方で、家庭消費というのは、それなりに残っている部分がございます。ですから、外に出てた分を内側に消費していただくような展開をやっていく。あるいは、お花につきましては、買っていただく方の目にたくさん触れるように、公共施設だったり、今も県庁の中でもたくさん飾っているんですけれども、そういったことで、目にさせていただくことで、そういう機会を県民の方が増やしていただく、それを県庁も率先して、県職員が魚を買ったりお花を買ったり、そういうことをやってますので、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○池永幸生委員 よりまたPRに努めてもらいたいと思います。

○竹内農林水産部長 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 部長説明の中に、国が示した感染予防対策や感染者発生時の対応等のガイドラインを周知しておりとありますけれども、実は、2009年のSARSのときに、私が所属した生産部会では、その対策を、マニュアルをつくってしたんですけれども、市場から言われたのは多分全国でここだけだろうということだったんですけれども、このコロナに関しては、やっぱり風評被害等も含めて、もし産地に発生した場合の対応、そういったものの周知がどれだけされているのか、そこをやはり早く産地に理解してもらっていくことが一番重要かと思いますが、その点はどうですか。

○竹内農林水産部長 2月の段階で、JA中央会さんも、かなりそのことを気にされてま

した。要は、熊本の農産物ブランドというのは、全国に非常に信頼を得ていると。感染者が出たことによって、そこでブランドの価値が下がってしまうんじゃないかと、それを非常に気にされて、まず、消毒の徹底というのを各組織に、皆さん周知されてます。

例えば、選果場であれば、選果に入る前に、事前に次亜塩素酸で消毒をして入る、あるいは発生した場合には、そこで家族の方含めて一回出られるんですけれども、中の消毒を徹底する、そのような手順も、国のマニュアル等もやりながら、各生産団体あるいは選果場等に周知をされてます。

あわせて、あんまりにも感染を恐れると言うといけないのかもしれませんが、そこにナーバスになり過ぎて、例えば、出荷停止とかというのをかけてしまうと、そもそも農産物を通じて感染するんじゃないかというような話が広がる懸念があったものですから、ここにつきましては、農林水産省のほうに、きちんと食品を介しての感染というのはしませんというのを言ってくれというのをJA中央会のほうを通じて話が行って、農水省のほうから全中に対して、農作物を通じての感染というのはありませんというのを、きちんと農林水産省のQ&Aとしてホームページに載せているというような状況がございます。

ということで、かなり生産者の方々、皆さん、感染対策については、万全を期してやっていただいているという状況にあります。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第3号について採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり承認す

ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が1件提出されております。

参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長